
*
* 令和 6 年度 第 7 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年10月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年10月10日 午後 1時25分 開会
3. 令和6年10月10日 午後 2時16分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書 記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果					
		議案番号	件	名		結	果
		第32号	農地法第3条の規定による許可申請について		7件	許	可
		第33号	農地法第5条の規定による許可申請について		3件	許	可
		第34号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による				
			農用地利用集積計画の決定について		6件	決	定
8		署 名 委 員					
				12番	藤 本 久 也		
				15番	伊 達 千鶴子		
9		議 事 の 内 容					
		令和6年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録					
		令和6年10月10日（木） 高梁市役所 3階大会議室					

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 6 年度第 7 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。12 番藤本委員と 15 番伊達委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。42 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 32 号 42 番朗読説明 － 42 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 2 筆 729 m²です。譲受人の通作距離は、320 m 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書を提出いただいています。家族 4 人中耕作人は 1 人、対価は無償です。この案件につきましては、親子間の贈与です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、10 月 4 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 伊達委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 数年前まで耕作されていました。譲受人がこれから耕作されると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。42 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、42 番については許可とすることに決定しました。
中藤局長	次に、43 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 32 号 43 番朗読説明 － 43 番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 162 m²です。譲受人の通作距離は、400 m 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書の提出をいただいています。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が市外に在住しており管理ができない中で、譲受人に家屋も含めた不動産全部を引き受けてほしいとの申し出をし、両者の話し合いで譲受人が引き受けることになったものです。ちなみに、両者は小学校からの同級生です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、10 月 2 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 佐々木委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は荒れている様子でしたが、譲受人の方が譲渡人と同級生で特に問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）

議 長	なしとの声がありました。４３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４３番については許可とすることに決定しました。 次に、４４番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第３２号４４番朗読説明 － ４４番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆１，２７３㎡です。譲受人の通作距離は、３０ｍ以内、耕作面積は７，９７９㎡、家族５人中耕作人は５人、対価は１０アール当り２０万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１０月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
前崎委員	申請農地は譲受人の自宅の前の水田で、作付はされていまして。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４４番については許可とすることに決定しました。 次に、４５番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第３２号４５番朗読説明 － ４５番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑２筆４６０㎡です。譲受人の通作距離は、４ｋｍ以内、耕作面積は８，４６０㎡家族１人中耕作人は１人、対価は１０アール当り７万２千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１０月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
惣田委員	長年作付されていない様子でしたが、畑として耕作できるようになると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４５番については許可とすることに決定しました。 次に、４６番について事務局から説明をお願いします。

中藤局長 議 長 小見山委員 議 長 議 長 議 長	－ 議案第３２号４６番朗読説明 － ４６番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆４６３㎡です。譲受人の通作距離は、５０ｍ以内、耕作面積は７，６９５㎡、家族４人中耕作人は１人、対価は１０アール当り２万３千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１０月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の自宅の裏側の農地で以前から管理はされていて、農道も綺麗になっていました。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。４６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、４６番については許可とすることに決定しました。 次に、関連がありますので、４７番及び議案第３３号２４番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長 議 長 渡邊委員 議 長 議 長 議 長	－ 議案第３２号４７番及び議案第３３号２４番朗読説明 － この２件の案件につきましては、８月総会で農地所有適格法人が３条所有権移転許可を受けたものについて所有権移転登記が完了したことに伴う営農型太陽光発電施設設置のための申請です。４７番は区分地上権設定のための農地法第３条申請、議案第３３号２４番は営農型太陽光発電施設設置のための一時転用です。それでは、内容について説明させていただきます。 ４７番は、設定人が、所有者の次の農地に区分地上権を設定する案件です。申請農地は、田１筆１，１７５㎡の内１．７５㎡です。転用地の賃借料は、年３万円です。施設の概要としては、１号柱２本、支線１本、太陽光パネル１４６枚、支柱８８本であり、発電量は４９．５０ｋｗです。資金については、自己資金１１８４万６千円です。貸借期間については、区分地上権と同様です。なお、この案件については、３条許可申請の際に現地調査済みであり、この度は行っておりません。地図等については、９ページ及び１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。 この度は現地調査は行っておりませんが、常に様子を見ています。収益が上がるのか心配なところはありますが、法的には問題ないと思います。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。議案第３２号４７番及び議案第３３号２４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、議案第３２号４７番及び議案第３３号２４番については許可とすることに決定しました。 次に、４８番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第３２号４８番朗読説明 －

中藤局長	48番については、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆962㎡です。譲受人の通作距離は、5m以内、耕作面積は1,316㎡、家族6人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が耕作困難となったため、地元に住する譲受人との話し合いで贈与することが決まったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、10月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小野貫治委員	現地確認の際に譲受人の方とお会いしましたが、元気な方だと感じました。引き続き耕作されると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。48番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、48番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。22番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第33号22番朗読説明 － 22番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1筆1,260㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の10アール当りの価格は79万3千円です。施設の概要としては、太陽光パネル132枚、発電量は44.55kwであり、資金については、自己資金872万円です。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、10月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、12ページから13ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山川委員	申請農地の下側に市営住宅があるため、水の流れには気を付けていただきたところなので、今後も注意して見ようと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。22番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、22番については許可とすることに決定しました。
	次に、23番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第33号23番朗読説明 －

中藤局長	23番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、田1筆894㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は78万2千円です。施設の概要としては、太陽光パネル132枚、発電量は44.55kwであり、資金については、自己資金870万円です。なお、備考欄に示しておりますが、転用する農地の南側にある既存雑種地が進入路となりますので、全体計画面積としては938㎡となります。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、河川保全区域内の工作物の新設になるため、河川法第55条が該当しますが、許可書の写しの提出を求め、許可済であることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、10月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、12ページから13ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小西代理	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周囲は荒れていましたが、市外にいた譲渡人が草刈りに来られていました。この度売却されることとなりました。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。23番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、23番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から3番について説明をお願いします。
藤代書記	それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和6年10月18日、利用権の設定を受ける者は7名、利用権の設定をする者は7名、利用権の設定をする件数は6件、利用権設定面積は15,513㎡となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書にもとづいて、1番から3番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1番から3番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1番から3番について採決を採ります。1番から3番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番から3番については決定しました。農業委員会会議規則第18条の規定により、田平委員の除斥を求めます。 （田平委員退席）
議 長 藤代書記	事務局、4番について説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、4番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －

議 長	それでは、4 番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。4 番について採決を採ります。4 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、4 番については決定しました。田平委員の除斥を解きます。 （田平委員着席）
議 長	事務局、5 番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、5 番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、5 番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。5 番について採決を採ります。5 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、5 番については決定しました。農業委員会会議規則第 1 8 条の規定により、野村委員の除斥を求めます。 （野村委員退席）
議 長	事務局、6 番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、6 番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、6 番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。6 番について採決を採ります。6 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、6 番については決定しました。野村委員の除斥を解きます。 （野村委員着席）
議 長	以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第 7 回総会を閉会します。

令和6年10月10日

会 長 土 岐 康 夫

1 2 番 藤 本 久 也

1 5 番 伊 達 千鶴子